

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
四万十の暮らしに一番近いキャンプ場改修プロジェクト

- 2 地域再生計画の作成主体の名称
高知県四万十町

- 3 地域再生計画の区域
高知県四万十町の全域

- 4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

当町の美しい自然を生かした観光資源の一つに三島キャンプ場がある。三島キャンプ場は、国選定の文化財である「四万十川流域の景観（重要文化的景観）」の中にある四万十川最大の中州に作られたキャンプ場で、この中州と両岸はそれぞれ重要文化的景観の重要構成要素である二つの沈下橋によりつながっている。さらに、沈下橋の上にはJR予土線の鉄橋が架かっており、「しまんとトロッコ」や「ホビートレイン」などの珍しい列車を見ることができることから、鉄道ファンの撮影スポットとしても人気がある。このように、三島キャンプ場は美しい自然環境とともに、四万十川流域の文化にも触れることができる最高のロケーションとなっている。しかしながら、現在はキャンプ場としての機能しか備えておらず、ゴールデンウィークや夏休みには一定の利用者は確保できているものの、それ以外の期間の利用者は非常に少ない。さらに、宿泊を伴うキャンプは知識や道具の準備など、素人には少しハードルも高く、また天候にも大きく左右されることから、利用者は限られてくる。ただ、この地を訪れ移住を決意した方も実際にいるなど、三島地区が秘めたポテンシャルは高く、それだけに惜しまれる状況となっている。そこで、地域経済への波及効果はもちろんのこと、関係人口や移住者数の増加の基礎となる交流人口を拡大するためにも、いかにしてより多くの方に三島地区を訪れていただくのが重要な課題となっている。また、本施設を十和地域におけるアウトドア観光の拠点として位置づけ、訪れていただくだけでなく、地域住民との交流も交えて、いかに深く当町の文化や魅力を伝えていくのかも併せて重要な課題となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

当町では、今後も人口減少は避けることができないものとしつつも、町の人口ビジョンに掲げた将来展望を着実に達成し、人口減少下においても「持続可能なまち」であり続けることを目指している。この「持続可能なまち」をつくるにあたり、当町のまち・ひと・しごと創生総合戦略では「町への新たな人の流れをつくる」ことを基本目標の一つとして掲げており、その一環として清流四万十川をはじめとする豊かな自然や文化など、当町ならではの魅力を生かした戦略的な交流人口の拡大を図ることとしている。観光を単なる産業で終わらせるのではなく貴重な交流の機会と捉え、一人でも多くの方に当町の魅力を感じていただくことで、地域への経済的な効果はもちろん、その先にある関係人口や移住者数の増加へとつなげる。さらには、こうして生まれた関係をきっかけに、また新たな関係が生まれる好循環を目指す。なお、本事業では、観光産業（アウトドア等）を通じた交流の創出を目指す。

【数値目標】

K P I ①	施設の利用者数						単位	人
K P I ②	体験メニューの利用者数						単位	人
K P I ③	施設の売上金額						単位	円
K P I ④	今後もこの町と関わりたい人数（アンケート）						単位	人
	事業開始前 （現時点）	2023年度 増加分 （1年目）	2024年度 増加分 （2年目）	2025年度 増加分 （3年目）	2026年度 増加分 （4年目）	2027年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	1,324.00	0.00	939.00	109.00	116.00	124.00	1,288.00	
K P I ②	0.00	0.00	226.00	11.00	12.00	12.00	261.00	
K P I ③	771,450.00	0.00	2,571,590.00	161,870.00	171,490.00	182,120.00	3,087,070.00	
K P I ④	0.00	0.00	180.00	9.00	10.00	10.00	209.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生拠点整備タイプ（内閣府）：【A3016】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

三島キャンプ場リニューアル整備事業

③ 事業の内容

新型コロナウイルスの影響を受けアウトドアや自然を使ったアクティビティの人气が高まっているこの機会に、三島キャンプ場の老朽化に伴う設備の再整備を行う。整備の内容としては、キャンプ場用の施設であるトイレやシャワー室、炊事場などの改修に加え、当町の四季折々の文化や魅力をより深く感じることができる「体験設備」を整備し、体験に必要な備品を準備する。

具体的な体験メニューの内容としては、地域住民で組織する団体などと連携して行う郷土料理づくりや季節ごとの特産品を使ったジャムづくり、シイタケの駒打ちや竹ぼうきづくりなど、当町の伝統や文化を感じることができる体験メニューを用意する予定としている。さらには、地元住民に協力をいただき、当該施設の周辺において田植えや菜の花の収穫体験、四万十川でのアユの網投げや火振り漁の見学、ラフティングや河原でのサウナなども同時に開催する予定としている。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

現在の三島キャンプ場については、地元住民で組織する団体を指定管理者として指定し、管理を行っている。再整備後の三島キャンプ場についても、現在と同様の管理方法により運営を行う予定である。また、基本的には利用料収入（体験による収入も含む）により運営を行う予定であるが、本施設は観光施設（収益施設）であるとともにシティプロモーションのための役割も兼ねることとなるため、運営収支に不足が生じる場合は町有施設として一般財源で対応する。

【官民協働】

体験メニューの実施など本施設の運営には「地域住民（民間）の協働が必要」不可欠であり、施設の運営については地元住民で組織する団体を指定管理者として指定し管理を行う予定としている。また、これまでこの地域で生活をされてきた地域住民の知識や経験を生かすことで、ここでしか味わえない四季折々の文化や魅力あふれる体験メニューを展開することができる。さらに、三島地区では本事業とは別の取り組みも地域住民により実施されており、本事業と連携する事で相乗効果が期待される。町と地域住民が連携することで、最良の結果を得ることができると思う。

【地域間連携】

当町では、JR予土線の利用促進を目的として、関連自治体である高知県・愛媛県の両県並びに高知県（四万十市）、愛媛県（松野町・鬼北町・宇和島市）により「予土線利用促進対策協議会」を組織している。これまで、三島キャンプ場の利用目的はキャンプや川遊びが主であったため、キャンプ道具の運搬などの理由により自動車で訪れる方が多数を占めていた。しかし、本事業によりキャンプや川遊び以外の目的が付加されることで、より手軽に施設を利用できるようになることから、多様な移動手段での利用が可能となる。そこで、JR予土線の利用促進と本事業がうまく連携することで、JR予土線にとっては鉄道を利用する目的が増え、三島キャンプ場にとっては自動車以外の移動手段が増えるという相乗効果を生み出し、双方の利用者の増加を図る。

【政策間連携】

本事業では、観光施設としての収益を上げることはもちろん、地域経済への波及的な効果も図るとともに施設利用者に対するシティブロモーションも実施する。これにより、交流人口の拡大を図るとともに、その先にある関係人口や移住者数の増加を図る。また、体験メニューを実施するために地域住民同士で情報や技術を共有することは、文化・伝統の継承にもつながる。こうした事業の積み重ねにより町民のシビックプライドの形成を図るとともに、官民が一丸となって地方創生を成し遂げるという意識の醸成も図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

内容①

ワーケーションにも対応するため、Wi-Fiルーター等の通信環境を整備する。

理由①

デジタルの力を活用した当町（地方）における地理的ハンディキャップを克服し、当町における新たなビジネススタイルを確立するため、まずは観光施設におけるワーケーションなどを入口にその可能性を探る。デジタルの力を活用した新たなビジネスや雇用が生まれることで、本事業の大きな目的である「町への新たな人の流れ」の創出を図る。

内容②

該当なし。

理由②

内容③

該当なし。

理由③

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 6 月

【検証方法】

四万十町総合振興計画審議会により効果検証を行う。

【外部組織の参画者】

四万十町総合振興計画審議会構成委員（四万十町教育委員会、四万十町農業委員会、高知銀行窪川支店、しまんと町社会福祉協議会、四万十川財団、高知県農業協同組合、四万十町森林組合、四万十町小中学校校長会、四万十町区長会、四万十町地域公共交通会議、四万十公社、高知大学次世代地域創造センター、公募委員 計16名）

【検証結果の公表の方法】

町のホームページで公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費
- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3016】
総事業費 162,544 千円
- ⑧ 事業実施期間
地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで
- ⑨ その他必要な事項
特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) シティプロモーションの推進

ア 事業概要

広報誌やSNS、ケーブルテレビ等の媒体を通し、本町の魅力（豊かな自然や食文化など）や、観光施設やイベント等の情報発信を行い、観光交流人口の増加に努める。

イ 事業実施主体

四万十町

ウ 事業実施期間

2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日 まで

(2) 周遊促進事業

ア 事業概要

町内の観光施設や飲食店等の連携により、スタンプラリー等の周遊企画を実施することで、滞在時間や交流機会の増加に努めるとともに、観光消費の増加を図る。

イ 事業実施主体

四万十町

ウ 事業実施期間

2023 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に

7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。